

資格認証更新手続についての質問

- ・認証書の有効期間内に**業務の欠落**があり、認証更新ができなかった場合、再度、有効期間が切れた後に資格認証を受けるにはどのような条件と手続が必要か？

JISB0912-1の記述では、以下の通りとなっています。

10.2認証の更新

認証の有効期限までの期間が6ヶ月以内であればいつでも、重大な中断なしに**業務活動**を満足に継続していることの証拠を提出することによって、認証機関から更に5年間の認証の更新を受けることができる。更新の基準を満たさない場合には、新規の志願者として改めて認証を申しなければならない。

ここで言う**業務活動**とは、実務的な状態監視・診断を指しているのではなく、例えば、企画、人事、総務、営業、管理などでも、状態監視・診断の技術・能力を生かして(または、そのセンスを持って)個々の仕事を行っていれば、それが例え直接的でなくとも、技術者として仕事をしているという見解です。

例えば、

- ・状態監視などを無視しない製品の**売り込み**
 - ・状態監視などの能力をひとつの判断材料とした**人事管理業務**
 - ・状態監視を考慮に入れた**予算管理業務**
- などでも、十分に技術者の能力を生かした仕事であるとの見解です。

<うっかり失効について>

現時点では、とりあえず5年間(つまり、その次の再認証手続き)までは、許可します。

但し、

- ・認証書の再発行は、半年に1回行われている再認証のタイミング
- ・認証期間は、正規に再認証手続きを行ったと仮定した認証期間(つまり、2年遅れであれば3年間)

<失効後の再認証について>

- ・訓練修了の証明書と認証試験申込書を提出して試験を受けていただく。

(訓練修了の証明書は、無期限有効です。)